

(2) 原湯、原水、上がり用湯水及び打たせ湯に使用する湯水は、次の表の左欄に掲げる項目について同表の中欄に掲げる検査方法により行う水質検査において、同表の右欄に掲げる基準

に適合すること。ただし、温泉法に基づく温泉等を使用する場合で、同表の色度、濁度、pH 値又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）若しくは過マンガン酸カリウム消費量の基準を適用し難いときは、当該基準を適用しない。

項目	検査方法	基準
色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下であること。
pH 値	ガラス電極法	5.8 以上 8.6 以下であること。
有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）によることが不適切と考えられる場合は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては1リットル中に3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル中に10ミリグラム以下であること。
大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること。

2 条例第5条第4号の規定による水質検査は、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 浴槽湯水(循環ろ過装置を用いて再利用しているものに限る。)については、次のとおりとすること。

(2) 原湯、原水、上がり用湯水及び打たせ湯に使用する湯水は、次の表の左欄に掲げる項目について同表の中欄に掲げる検査方法により行う水質検査において、同表の右欄に掲げる基準 (温泉法に基づく温泉等を使用する場合で、同表の濁度又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）若しくは過マンガン酸カリウム消費量の基準を適用し難いときは、当該基準を除。) に適合すること。

項目	検査方法	基準
色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下であること。
pH 値	ガラス電極法	5.8 以上 8.6 以下であること。
有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）によることが不適切と考えられる場合は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては1リットル中に3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル中に10ミリグラム以下であること。
大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	100ミリリットル中に10コロニー形成単位未満であること。

2 条例第5条第4号の規定による水質検査は、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 浴槽湯水(循環ろ過装置を用いて再利用しているものに限る。)については、次のとおりとすること。

<p>ア レジオネラ属菌について1年に1回以上検査を行うこと。ただし、レジオネラ属菌に汚染される可能性が高い場合には、検査の頻度を高めるものとする。</p> <p>イ 新規に入浴施設を設けた場合又は配管系統の改変を行った場合は、前項第1号の項目の<u>すべて</u>について検査を行うこと。</p> <p>(2) 原湯、原水、上がり用湯水及び打たせ湯に使用する湯水については、新規に入浴施設を設けた場合又は配管系統の改変を行った場合に、前項第2号の項目の<u>すべて</u>について検査を行うこと。</p>	<p>ア レジオネラ属菌について1年に1回以上検査を行うこと。ただし、レジオネラ属菌に汚染される可能性が高い場合には、検査の頻度を高めるものとする。</p> <p>イ 新規に入浴施設を設けた場合又は配管系統の改変を行った場合は、前項第1号の項目の<u>全て</u>について検査を行うこと。</p> <p>(2) 原湯、原水、上がり用湯水及び打たせ湯に使用する湯水については、新規に入浴施設を設けた場合又は配管系統の改変を行った場合に、前項第2号の項目の<u>全て</u>について検査を行うこと。</p>
---	---

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。